

## 公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

なお、本業務にかかる契約の締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算が配当されることを条件とします。

令和7年1月14日

世田谷区

### 1. 業務の概要

#### (1) 件名

三軒茶屋一丁目地区地区計画等策定支援業務委託

#### (2) 業務委託の内容

<令和7年度業務>

- ① 街づくり懇談会の企画・開催支援
- ② 街づくり通信（広報紙）の製作、発行
- ③ 地区計画等の都市計画法に係る図書（素案）の作成
- ④ 東京都他関係機関との協議資料の作成
- ⑤ 報告書の作成

<令和8年度業務（予定）>

- ① 地区計画等の策定の策定に伴う「素案説明会」の開催支援
- ② 地区計画等の策定に係る図書（原案）の作成及び「原案説明会」の開催支援
- ③ 都市計画法等の手続きに係る地区計画等関連図書の作成及び印刷
- ④ 東京都他関係機関との協議資料の作成
- ⑤ 街づくり通信（広報紙）の製作、発送
- ⑥ 報告書の作成

#### (3) 履行期間

契約の日から令和9年3月19日（金）まで（単年度契約）

※委託契約は単年度ごとに行い、前年度の履行内容が良好と認められること、予算が区議会で議決され配当されることを条件として翌年度の契約を行う。

※区の施策等スケジュールに変更が生じた場合、令和8年度以降の契約を締結しないことがある。

#### (4) 対象区域（【別紙1】対象区域図 参照）

三軒茶屋一丁目地区（三軒茶屋一丁目8～11、22～41番地）

### 2. プロポーザルに参加できる者の資格

次の要件を満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加者名簿に登録されていること。営業種目「都市計画・交通関係調査業務」を有すること。

- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (6) 令和2年度以降に、都内区市町において、住民参加（住民懇談会等の開催）を基本とした都市計画法等に基づく地区計画策定業務の受託実績があること。
- (7) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (8) 事業者審査委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属している団体でないこと。  
選定委員会の構成員は以下のとおり  
委員長 世田谷総合支所長 加賀谷 実  
委員 都市整備政策部都市計画課長 松本 賢司  
委員 世田谷総合支所街づくり課長 菊池 正則

### 3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

### 4. 提案書を特定するための評価基準

- ① 企業実績
- ② 予定技術者の業務実績等
- ③ 業務の実施方針／業務の実施手法及び業務フロー
- ④ 特定テーマに対する提案
- ⑤ 業務実施体制
- ⑥ 資料作成能力
- ⑦ 工程計画

### 5. 手続等

#### (1) 担当部課

世田谷区世田谷総合支所街づくり課（担当：赤堀、廣野、佐藤）

〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33（世田谷区役所西棟2階）

電話：03（5432）2872 FAX：03（5432）3055

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 期 間：令和7年1月14日（火）から令和7年1月27日（月）午後5時まで
- ② 場 所：上記（1）に同じ
- ③ 方 法：希望者に無償配布する（区のホームページからダウンロード可）

#### (3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

- ① 期 限：令和7年1月27日（月）午後5時まで（必着）
- ② 場 所：上記（1）に同じ
- ③ 方 法：持参（土、日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送（郵送等の場合は宅急便や書留等、送達確認できるものに限る）

(4) 提案書等の受領期限並びに提出場所及び方法

- ① 期 限：令和7年3月3日（月）午後5時まで（必着）
- ② 場 所：上記（1）に同じ
- ③ 方 法：持参（土、日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送  
（郵送等の場合は宅急便や書留等、送達確認できるものに限る）

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：無
- (5) 関連情報を入手するための窓口：上記5（1）に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 詳細は実施要領兼説明書による。

対象区域：三軒茶屋一丁目地区（8～11、22～41番地）

